

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:事務部総務課 No.001

処 分 名	春日部市立医療センター医療技術者奨学金貸与の決定
処 分 の 概 要	助産師及び看護師等になるための養成施設に在学している者に対して、月額 30,000 円を貸与する。
根拠条例等・条項	春日部市立医療センター医療技術者奨学金貸与規程（平成 20 年病院事業管理規程第 11 号）第 3 条
審 査 基 準	奨学金の貸与の適否について、提出された書類の審査を、春日部市立医療センター医療技術者奨学金貸与審査委員会要綱に基づく委員会で調査審議を行い、病院事業管理者が予算の範囲内で貸与者を決定する。
標準処理期間	21 日（3 週間）
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	市立医療センター総務課窓口への提出 又は 郵送
備 考	

**根拠条例及び
関係例規等の抜粋**

■春日部市立医療センター医療技術者奨学金貸与規程
(貸与の決定及び通知)

第3条 管理者は、奨学金の貸与の願出があったときは、提出された書類の審査を行い、予算の範囲内において貸与するかどうかを決定し、その結果を本人に通知する。

■春日部市立医療センター医療技術者奨学金貸与審査委員会要綱
(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 奨学金の貸与の適否に関すること。